

「担保法制の見直しに関する中間試案」意見書

令和 5年 3月20日  
千葉司法書士会  
会長 長谷川秀夫

担保法制の見直しに関する中間試案に関する意見募集につき、担保権の対抗要件及び登記を中心とした論点について意見を提出する。

第2章 担保権の対抗要件及び優劣関係

第4 新たな規定に係る動産担保権の対抗要件等

1 新たな規定に係る動産担保権の対抗要件等（2の留保所有権の場合を除く。）

(1) 新たな規定に係る動産担保権の対抗要件

ア 個別動産を目的とする新たな規定に係る動産担保権（以下この章において「新たな規定に係る個別動産担保権」という。）の設定は、当該個別動産の引渡し（占有改定を含む。以下同じ。）がなければ、これをもって第三者に対抗することができないものとする。

イ 集合動産を目的とする新たな規定に係る動産担保権（以下この章において「新たな規定に係る集合動産担保権」という。）の設定は、その構成部分である動産の引渡しがなければ、これをもって第三者に対抗することができないものとする。その構成部分である動産の引渡しがあった場合には、当該設定後に集合動産に加入した個別動産に及ぶ当該担保権の効力についても、第三者に対抗することができるものとする。

ウ 新たな規定に係る個別動産担保権又は新たな規定に係る集合動産担保権の設定については、登記をすることができることとし、登記がされたときは、目的物である個別動産又は集合動産の構成部分である動産について引渡しがあったものとみなすものとする。

(2) 新たな規定に係る動産担保権相互の優劣

ア 同一の個別動産に数個の新たな規定に係る個別動産担保権が設定されて競合したときは、その順位は、原則として、当該担保権について対抗要件を備えた

時の前後による。

イ 同一の集合動産に数個の新たな規定に係る集合動産担保権が設定されて競合したとき（その一部が重なり合って競合する場合を含む。）は、その順位は、原則として、当該担保権について対抗要件を備えた時の前後による。

ウ 集合動産に1個の新たな規定に係る集合動産担保権が設定されており、その設定後に、個別動産担保権が設定された個別動産が加入したときは、新たな規定に係る集合動産担保権（が当該個別動産に及ぶ効力）と新たな規定に係る個別動産担保権との順位については、原則として、次のいずれかの案によるものとする（注1）。

【案 4.1.1】 新たな規定に係る個別動産担保権について対抗要件を備えた時と新たな規定に係る集合動産担保権について対抗要件を備えた時の前後による。

【案 4.1.2】 新たな規定に係る個別動産担保権について対抗要件を備えた時と当該個別動産が集合動産に加入した時の前後による。

エ アからウまでにかかわらず、登記により対抗要件を備えた新たな規定に係る動産担保権は、占有改定により対抗要件を備えた新たな規定に係る動産担保権に優先するものとする（注2）。

（注1） 新たな規定に係る集合動産担保権の設定後に集合動産に加入した個別動産（加入時に、当該個別動産を目的とする新たな規定に係る担保権は設定されていない。）があるときであっても、新たな規定に係る集合動産担保権同士の競合が問題となる場面においては、設定後に加入した個別動産についても、その順位は、原則として、新たな規定に係る集合動産担保権について対抗要件を備えた時の前後による。

（注2） 新たな規定に係る集合動産担保権に限ってエの規律を適用する考え方がある。

<意見の趣旨>

- （1） ア、イ及びウに賛成する。
- （2） ア、イ及びエに賛成する。
- （2） ウについては【案 4.1.1】に賛成する。

<意見の理由>

まず（１）については、現行の動産譲渡担保についての判例や実務慣習を踏襲するものであり、取引コストを考慮すると、取扱いを変更すべきではないと考える。

次に（２）について、ア及びイに関しては、現行の対抗要件制度と同様の取扱いであるため、これを維持すべきだと考える。また、エに関しては、事実上登記を強制することになり、取引コストが増大するというデメリットはあるが、取引の安全の面に鑑みて、登記による公示性のメリットを重視すべきと考える。この点については、現行の動産譲渡制度とは切り離して捉えるべきであろう。

なお、ウについては、仮に【案 4.1.2】を採用した場合、「当該個別動産が集合動産に加入した時」についての立証が極めて困難かつ主観的にならざるを得ないことに鑑みると、対抗要件主義に基づく【案 4.1.1】を採用することが望ましいと考えられる。

## 2 留保所有権の対抗要件等

### (1) 留保所有権等の対抗要件の要否

留保所有権を第三者に主張するために対抗要件を必要とするかどうかについては、次のとおりとする。

ア 目的物の代金債権を担保する留保所有権（以下「狭義の留保所有権」という。）は、これを第三者に主張するために対抗要件を必要とするかどうかについては、次のいずれかの案によるものとする（注1、2）。

【案 4.2.1.1】狭義の留保所有権は、これを第三者に主張するために、特段の要件を必要としないものとする（注3）。

【案 4.2.1.2】狭義の留保所有権は、その動産の引渡しが無ければ、これをもって第三者に対抗することができないものとする。

イ（目的物の代金債権及び）目的物の代金債権（注1）以外の債権を担保する留保所有権（以下「拡大された留保所有権」という。）は、その動産の引渡しが無ければ、これをもって第三者に対抗することができないものとする（注2）。

### (2) 留保所有権と新たな規定に係る動産担保権との優劣関係

ア 留保所有権と競合する他の新たな規定に係る動産担保権との優劣は、下記イによって留保所有権が当然に優先する部分を除き、これをもって第三者に対抗することができるようになった時の前後によるものとする（注4）。

イ 留保所有権は、【案 4.2.1.2】によると引渡しが無れていることを前提とし

て、】目的物の代金債権を担保する限度では、他の新たな規定に係る動産担保権に当然に優先するものとする（注5、6）。

（注1）動産を購入するための資金の融資に基づく債権など、目的物である動産と密接な関連性を有する一定の債権を担保する新たな規定に係る動産担保権についても、狭義の留保所有権と同様に取り扱う考え方がある。

担保物権創設型によると、目的物の代金債権【及び上記債権】を担保する新たな規定に係る動産担保権について、狭義の留保所有権と同様に取り扱うことが考えられる。

（注2）留保所有権については、登記できるとすることが考えられる。

（注3）【案 4.2.1.1】によっても、第三者が関与する所有権留保売買等により目的物の売主以外の者が留保所有権を有する場合には、その目的物の引渡しが必要であれば、これをもって他の第三者に対抗することができないものとする考え方がある。

（注4）この場合には、前記1(2)エと同様のルール（登記優先ルール）を採用することが考えられる。

（注5）なお、拡大された留保所有権について、目的物の代金債権を担保する部分と目的物の代金債権以外の債権を担保する部分がある場合には、これと競合する他の新たな規定に係る動産担保権との優劣は、(2)イにより目的物の売買代金を担保する限度では拡大された留保所有権が優先し、それ以外の部分については、原則として、それぞれが対抗要件を具備した時の前後によるものとなる。

（注6）他の新たな規定に係る動産担保権に優先するための要件として、一定期間内に登記を備えることを求める考え方がある。

#### <意見の趣旨>

- (1) アについては【案 4.2.1.1】に賛成する。
- (1) イに賛成する。
- (2) ア及びイに賛成する。

#### <意見の理由>

まず前提として、留保所有権を、上記1の新たな規定に係る動産担保権と区別し、別の制度（概念）として共存させる以上、新たな規定に係る動産担保権とは、異なる

る取扱いとなる箇所があつて当然と考える。その点で、(1) アについては、現行の所有権留保についての判例や実務慣習を踏襲するものであり、取引コストを考慮すると取扱いを変更すべきではないと考え、【案 4.2.1.1】に賛成する。

また(1) イについては、少なくとも留保所有権の被担保債権のうち代金債権以外の部分については、被担保債権と目的物との間に牽連性はないことから、新たな規定に係る動産担保権と同様に取り扱うことが相当であろう。そのため、対抗要件として動産の「引渡し」を要するとする上記(1) イ案に賛成する。

そして、(2) については、狭義の留保所有権及び拡大された留保所有権について目的物の代金債権を担保する部分は、所有権留保売買の成立と同時に、事実上の動産担保権が設定され、第三者対抗要件まで備えたと解すれば、実質的に対抗要件具備時説と変わりが無いことになる。以上を踏まえると、(2) 案についても反対する理由は見つからず、賛成の立場をとるものである。

## 第6 債権譲渡担保権の対抗要件等の在り方

### 1 債権譲渡担保権の対抗要件等

(1)ア 債権譲渡担保権の設定は、設定者から第三債務者に対する通知又は第三債務者の承諾（以下「通知又は承諾」という。）がなければ、これをもって第三債務者に対抗することができないものとする。

イ 債権譲渡担保権の設定は、確定日付のある証書による通知又は承諾がなければ、これをもって第三債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。

(2)ア 債権譲渡担保権の設定については、登記をすることができることとし、登記がされたときは、第三債務者以外の第三者については、確定日付のある証書による通知があつたものとみなすものとする。

イ 債権譲渡担保権の設定の登記がされたことについて設定者又は担保権者が第三債務者に登記事項証明書を交付して通知をし、又は当該第三債務者が承諾をしたときは、当該第三債務者についても、確定日付のある証書による通知があつたものとみなすものとする。

### <意見の趣旨>

- (1) ア及びイに賛成する。
- (2) ア及びイに賛成する

<意見の理由>

債権譲渡担保権の設定においては、債権譲渡と同様に第三債務者が債権譲渡されたことについて認識した時点を債権譲受人間の優劣基準時とすることにより、譲受人間の優劣を決し、債務者の二重弁済の防止の機能を持たせることができる。そして、第三債務者以外の第三者への対抗要件を確定日付のある証書とすることで、当事者が後から譲渡の日付を改竄できないようにすることができるから本文に賛成する。

また、債権譲渡担保権の設定の登記については、日時まで登記されることにより上記と同様に登記された債権譲渡担保権者間の優劣を決することができるので、登記によって当事者が後から譲渡の日付を改竄できないようにすることができるから本文に賛成する。

## 2 債権譲渡担保権相互の優劣関係

- |   |
|---|
| <p>(1) 同一の債権について数個の債権譲渡担保権が設定されたときは、その順位は、原則として、これをもって第三者に対抗することができるようになった時の前後によるものとする。</p> <p>(2) 登記により対抗要件を備えた債権譲渡担保権と、確定日付のある証書による通知又は承諾により対抗要件を備えた債権譲渡担保権との優劣関係について、特別の規定を設けないものとする（注）。</p> |
|---|

(注) 登記により対抗要件を備えた債権譲渡担保権は、確定日付のある証書による通知又は承諾により対抗要件を備えた債権譲渡担保権に優先するものとする考え方があ

<意見の趣旨>

- (1) 及び (2) に賛成する。

<意見の理由>

債権譲渡担保権者が競合した場合、第三債務者に通知が到達し又は第三債務者が承諾をした時を基準として優劣を決めるのが簡明であり、現行法の債権譲渡の対抗要件（民法第467条）とも整合性が取れるため本文に賛成する。

登記によって対抗要件を備えた債権譲渡担保権と確定日付のある証書による通知

又は承諾により対抗要件を備えた債権譲渡担保権が競合した場合、債権譲渡登記がなされても、譲渡担保権者から第三債務者への登記事項証明書のお知らせ又は承諾がされていない段階では、1（2）により債務者対抗要件は備えられていないと考えるため、第三債務者は確定日付のある通知又は承諾によって対抗要件を備えた譲渡担保権者に弁済すれば足り、確定日付のある証書による通知又は承諾より先に債権譲渡登記が備えられているのであれば、第三者対抗要件を備えているので、確定日付のある証書による通知又は承諾により対抗要件を備えた債権譲渡担保権者に対し、不当利得返還請求として弁済金の返還を求めると考えられるため本文に賛成する。

また、債権譲渡担保権における登記優先ルールの採用は、債務者の債権が譲渡されたことを第三債務者が認識した時点を債権譲受人間の優劣基準時とする現行法の安定したルールを覆すことになるから妥当ではないと考える。

### 3 一般先取特権と債権譲渡担保権との優劣関係

雇用関係の先取特権を含む一般先取特権に、債権譲渡担保権に対する一定の優先権を認めるかについては、前記第5、3と同様に、引き続き検討する。
--

#### <意見の趣旨>

雇用関係の先取特権を含む一般先取特権に、債権譲渡担保権に対する一定の優先権を認めることは妥当ではないと考える。

#### <意見の理由>

一般先取特権の効力は、あくまで一般債権者に対する優先弁済的効力である。また、一般先取特権の効力は、債務者の特定財産ではなく総財産に及ぶため、（債務者の特定財産につき）対抗要件を備えた債権譲渡担保権に一定の優先権を認める必要は乏しいものと考えられる。

## 第7 動産・債権譲渡登記制度の見直し

### 1 同一の動産又は債権を目的とする新たな規定に係る担保権に関する権利関係を一覽的に公示する仕組みの導入の要否

<b>【案 7.1.1】</b> 同一の動産又は債権を目的とする新たな規定に係る担保権に関する権利関係を一覽的に公示させる仕組みは、設けないものとする。
--

【案 7.1.2】 新たに関連担保目録制度を導入し、同一の動産又は債権を目的とする新たな規定に係る担保権に関する権利関係を関連担保目録にできる限り一覽的に公示させるものとする。

＜意見の趣旨＞

【案 7.1.2】 に賛成する。

＜意見の理由＞

同一の動産や債権に複数譲渡担保を設定できるとした場合、それら同一の動産や債権を何らかの方法で連結し、担保権の実行や倒産時に一緒に手続きができることが望ましい。従って同一の動産又は債権を目的とする新たな規定に係る担保権に関する権利関係を関連担保目録にできる限り一覽的に公示させるという【案 7.1.2】に賛成する。

## 2 新たな規定に係る担保権の処分等を登記できるようにすることの要否及びその範囲並びにその公示方法

新たな規定に係る動産担保権の処分等及び債権譲渡担保権の処分等（以下「新たな規定に係る担保権の処分等」という。）を登記できるようにすることの要否及びその範囲について、実務上のニーズや公示の分かりやすさの観点等を踏まえて、引き続き検討する。その上で、登記できるとされた新たな規定に係る担保権の処分等の公示方法については、以下のとおりとする。

【案 7.2.1】 新たな規定に係る担保権の処分等に関する登記を、例えば個々の動産・債権譲渡登記に付記するような形でできるものとする（【案 7.1.1】を前提とする。）。

【案 7.2.2】 関連担保目録に登記された動産・債権譲渡登記に係る新たな規定に係る担保権の処分等のみを登記できるとし、当該新たな規定に係る担保権の処分等に関する登記は関連担保目録上に行うものとする（【案 7.1.2】を前提とする。）。

＜意見の趣旨＞

新たな規定に係る担保権の処分等を登記できるようにすることに賛成し、その上で

【案 7.2.2】 に賛成する。

＜意見の理由＞

担保権の処分等は他の担保権にも影響を及ぼすため、担保権の処分等については他の担保権との関係が登記上明確になることが望ましい。従って担保権の処分等については登記できることとし、関連担保目録に記載することに賛成する。

関連担保目録に記載する担保権の処分等のなかには、担保権の順位の変更も含まれるところ、担保権を同順位とする順位の変更の実務上のニーズがあることから、可能な公示方法として先例通達の段階で明記されたい。

### 3 登記をすることができる動産若しくは債権の譲渡人又は新たな規定に係る担保権の設定者の範囲

登記をすることができる動産若しくは債権の譲渡人又は新たな規定に係る担保権の設定者の範囲を、商号の登記をした商人にも拡大することについて、引き続き検討する。

#### <意見の趣旨>

本文に賛成する。

#### <意見の理由>

現在の動産・債権譲渡登記は、譲渡人として登記できる者が法人に限定されているため、個人事業主などの個人は登記を利用することができず資金調達のニーズに対応することができないでいる。その一方で、動産・債権譲渡登記の範囲を自然人一般に拡大することはプライバシーの観点から問題があり、商号の登記をした商人に限って登記できる範囲を拡大するという本文に賛成する。

また、「実体上の厳密な順位関係等については、最終的には関連担保目録を確認した者の判断に委ねざるを得ない（中間試案補足説明 55 頁）」とあるところ、動産・債権譲渡登記を日常的に利用する法人と異なり、商号の登記をしている個人事業主にとっては、同登記制度は馴染みの薄い制度であり、そのような判断をする知見に乏しいことも考えられることから、関連担保目録の記載された登記事項証明書では、注意書きを付す等の配慮が必要である。たとえば、「(注) この証明書は、関連担保目録に記載された担保権の処分等の実体的効力が生じたことを証明するものではありません。」等の記載が考えられる。

ところで、中間試案補足説明の 57 頁では、「実務上の課題として指摘されている事項についても、併せて対応することが考えられる」とある。

動産・債権譲渡登記の実務上の課題としては、①申請することができる法務局が全国で1か所しかないことや、②即日登記の前提でありながらも当日申請した申請内容の登記事項証明書が即日取得できず、自身の申請する登記の直前に別件登記が入っていても確認する余地がないこと、③当事者の本店や商号等の入力誤り等に起因するような実体的な優先順位に影響のない形式的な誤りの内容についての登記の更正さえ認められていないことがあげられることから、その観点からの検討も必要である。

以上